令和6年度 萩市インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務 委託業者選定プロポーザル募集要領

1 業務の概要

- (1)業務の名称 令和6年度 萩市インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務
- (2) 事業の目的 多様化するインバウンド需要が高まる中で、萩市は、インバウンド誘客に対し、知名度不足、観光資源と深くかかわる暮らし文化をつなぐストーリーがぜい弱で情報発信不足等、そのインパクトを十分に活用できていないなど課題がある。本格的な再開が見込まれるインバウンドの誘客や観光消費の拡大を促進するため、萩市内の観光事業者が連携して、インバウンド向けに対し地域に根差した観光資源の映像コンテンツの制作・配信を実施し、訪日外国人の誘客を図ることを目的とする。
- (3)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4)業務期間 契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

2 予算額(提案上限額)

金3,000千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含まない。)

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2)書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。 (特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。)
- (3)経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

4 企画提案に係る提出書類

- (1) 事業者概要 1部 (任意様式(会社パンフレットでも可))
- (2)企画提案書 6部 企画内容について詳細に記入するとともに、スケジュール表、見積書を含めるものとすること。

【見積書について】

件名: 令和6年度 萩市インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務

宛名:一般社団法人 萩市観光協会 会長 阿川仁海

(3) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提 案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

5 提出方法及び提出期限

(1)参加表明書(様式第1号)

令和6年5月10日(金)17時(必着) 提出方法:持参又は郵送、メールに添付

(2)企画提案書

令和6年5月24日(金)17時(必着) 提出方法:持参又は郵送

6 提出先・お問合せ先

〒758-0041 山口県萩市大字江向 602 番地 萩・明倫学舎3号館1階

一般社団法人萩市観光協会 担当:世良

TEL 0838-25-1750 FAX 0838-25-2073 Mail info@hagishi.com

7 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和6年5月 14日(火)17時までに6の提出先・問合せ先にメールにて提出すること。
- (2)参加者全員にメール等で回答する。

8 選考

(1) 選考方法

選定委員会による書面審査により、提案内容の評価が最も高い提案を行った事業者を優先 契約交渉業者に選定する。

(2) その他

審査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

9 審査項目

審查項目	審査基準	内 容
業務経歴	同種又は類似業務の実 績	〇過去に同種業務又は類似業務の実績があるか。
業務実施体制	管理責任者 • 担当者	〇同種業務又は類似業務の実績があるか。確実に 業務が実行できるか。
企画提案書に対する評価	事業の実施方針	〇事業実施効果の最大化を図るための運営方法 について具体的かつ的確な提案がなされてい るか。
	目標設定	〇本事業目的を達成するための効果的かつ実現 可能な目標設定がなされているか。
	効果測定及び分析	○取得したい成果を理解し、具体的な提案内容と なっているか。

経費	○委託料の上限額の範囲内であり、費用対効果が 見込まれる内容か。
総合評価	○企画提案から受ける全体的な印象はどうか。○全般的に企画提案の内容が理解できるもので、熱意、誠実さが感じられるか。

10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

11 契約の締結

審査員による審査の結果、8により最も評価が高い事業者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

12 契約の解除

契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、 契約を解除することができるものとする。

- (1)参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したとき
- (2) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 重大な違反があったとき
- (5) その他事業を継続し難い重大な事中が生じたとき

なお、受注者の都合により契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

13 スケジュール

(1)企画提案募集開始令和6年4月19日(金)(2)参加表明書の提出期限令和6年5月10日(金)17時(3)質問受付期限令和6年5月14日(火)17時(4)企画提案書等の提出期限令和6年5月24日(金)17時(5)審査結果の通知令和6年6月上旬